

小規模保育事業における 1 号子どもの特例給付について

- ・国は、過疎地やへき地などで近くに教育・保育施設がない場合など、こどもの年齢及び発達に応じて、切れ目なく必要な支援を提供するとともに、地域の保育機能の維持・確保の観点から、市町村が必要があると認めるときは、小規模保育事業等において、例外的に 3 歳以上児を受け入れる「特例地域型保育給付」を定めている（子ども・子育て支援法第 30 条）。
- ・神戸市においても、これまで、特例地域型保育給付を活用し、小規模保育事業において、2 号こどもの受け入れを行っているが（同条 3 項）、1 号こどもの受入れ実績はない（同条 2 項）。
- ・今後、近隣の私立幼稚園によるバス送迎がある地域を除き、園庭等の教育環境が確保されている場合には、必要に応じ、特例地域型保育給付を活用し、1 号こどもの受入れを行う。

（参考）

子ども・子育て支援法

（特例地域型保育給付費の支給）

第三十条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育（第三号に規定する特定利用地域型保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用又は第四号に規定する特例保育（保育認定子どもに係るものにあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用について、特例地域型保育給付費を支給することができる。

一 保育認定子どもが、当該保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が第二十条第一項の規定による申請をした日から当該教育・保育給付認定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により特定地域型保育を受けたとき。

二 教育認定子どもが、特定地域型保育事業者から特定地域型保育（教育認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。次項及び附則第九条第一項第三号イにおいて「特別利用地域型保育」という。）を受けたとき（地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。）。

三 満三歳以上保育認定子どもが、特定地域型保育事業者から特定利用地域型保育（満三歳以上保育認定子どもを対象とする特定地域型保育（満三歳以上限定小規模保育を除く。）をいう。次項において同じ。）を受けたとき（地域における満三歳以上保育認定子どもに係る教育・保育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。）。

四 特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であって内閣総理大臣が定める基準に該当するものに居住地を有する教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが、特例保育（特定教育・保育及び特定地域型保育以外の保育（教育認定子どもに係るものにあっては、教育認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。）をいう。以下同じ。）を受けたとき。